

単施南泥委 1	設 計		精 算	
委託費 : 一金 円 (1t あたり)				
年度 : 令和5年度、令和6年度、令和7年度				
委託名 : 南部浄化センター脱水汚泥処理業務委託				
委託場所 : 久留米市安武町住吉1900 南部浄化センター				
委託期間 : 令和5年4月1日 から 令和8年3月31日までとする。				
<p data-bbox="241 810 389 839">[委託内容]</p> <ul data-bbox="510 879 943 908" style="list-style-type: none"> ・ 脱水汚泥の収集運搬、処分 				

南部浄化センター脱水汚泥処理業務委託仕様書

本仕様書は、久留米市（以下「発注者」という。）が管理する南部浄化センターの下水処理過程で発生する下水汚泥（脱水汚泥）の収集運搬及び処分の委託について定めたものである。

1 委託概要

（ 1 ） 業務の名称

南部浄化センター脱水汚泥処理業務委託

（ 2 ） 対象品目（汚泥形態）

下水汚泥（脱水汚泥）

（ 3 ） 処分方法

下水汚泥（脱水汚泥）の全量再資源化による、有効利用とする。

下水汚泥（脱水汚泥）を中間処理した後に再資源化を他者に委託する場合は、中間処理後に発生したものを再資源化し有効利用すること。なお、再資源化製品は、建設資材（セメント原料、人工軽量骨材等）、肥料または燃料とする。

（ 4 ） 積込場所

久留米市安武町住吉 1900 南部浄化センター

（ 5 ） 積込車両

ショベルローダー等

（ 6 ） 運搬車両

コンテナ車はダンプトラック等

（ 7 ） 搬出期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

2 提出書類

（ 1 ） 契約時及び年度毎に提出する書類

ア 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（発着地ともに必要）

イ 産業廃棄物処分業許可証の写し

ウ 作業計画書

- ・産業廃棄物処理計画書
- ・フローシート（搬出、運搬、処分の工程がわかるもの）
- ・運搬車輛一覧（車検証の写しを添付すること）
- ・運搬経路図（地図を添付すること）
- ・緊急時連絡体制表

（ 2 ） 委託料請求時に提出する書類

- ア 完了届（該当月分）
- イ 請求書
- ウ 処理報告書

3 産業廃棄物管理票

下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は電子マニフェストを使用するため、JWNET に加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

4 委託料

- (1) 1 tあたりの単価契約とする。
- (2) 汚泥量は搬出ごとに計量し、1 台あたり小数点以下2桁までとする。
- (3) 委託料は、月毎に集計し、請求するものとする。
- (4) 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 産業廃棄物の種類・性状、発生予定数量

- (1) 南部浄化センターにて発生する産業廃棄物（脱水汚泥）の種類及び性状は、次に示すとおりとする。（分析結果参照）
 - ア 産業廃棄物は、汚泥（有機性汚泥）である。
 - イ 汚泥は脱水助剤として、高分子凝集剤を使用して脱水している。
 - ウ 含水率は85%以下である。（概ね82%~84%）
 - エ 汚泥の荷姿は、バラである。
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項に定める特定有害産業廃棄物には該当しない。
 - カ 年間の発生予定数量は、以下のとおりである。
 - ・令和5年度：6,600 t
 - ・令和6年度：6,700 t
 - ・令和7年度：6,800 t
 - キ 1日当たりの最大の発生予定数量は19 tである。ただし、汚泥の濃縮状況・運転時間の変更等による増加の可能性がある。

6 委託内容

- (1) 本委託は、建屋内のケーキヤードの脱水汚泥を積込車両を使用し運搬車両に積み込み、処分先へ運搬した脱水汚泥を有効利用により、処理処分するもの

である。

- (2) 汚泥の積込及び運搬に必要な車両・燃料等資機材はすべて受注者で準備すること。
- (3) 収集運搬車両は汚泥の流出・飛散、臭気の発散及び脱離液の漏洩を防止し、適正に収集運搬できる構造（覆蓋を施す等）で、産業廃棄物収集運搬用として許可されたものであること。
- (4) 積込車両及び運搬車両はケーキヤード内で積み込み作業が可能であること。
- (5) 処理処分量は、脱水処理工程等の都合により変動の可能性があるため、注意すること。
- (6) 処理処分量は、計量法の定めによる検定に合格した計量器にて計量すること。
- (7) 搬出は毎日可能とするが、大雨、台風、地震、場内停電作業、工事車両の待機等により、搬出を中止する場合がある。

搬出はケーキヤードの汚泥量を確認し、南部浄化センターの下水処理に支障がないように、140 t /週程度を計画的に実施すること。

また、汚泥処理工程等の都合により、増・減車、搬出日の追加、減少、搬出時間を変更する場合がある。その場合は受注者に事前に通知するものとする。

- (8) 発注者は、必要があると認められる時は、受注者の業務の実施状況及び最終処分状況について随時調査を行い、受注者に対して所要の報告、資料の提出及び必要と認める指示をすることができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は、発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

7 法規等の遵守

- (1) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- (2) 受注者は、浄化センターの施設に対して汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに現状復旧しなければならない。
- (3) 受注者は、近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、速やかに自らの責任で対処しなければならない。

8 再委託

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

- (2) 受注者は、廃棄物処理法第 14 条第 16 項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに市の承諾を得ること。

9 契約解除時における産業廃棄物の処理

発注者及び受注者は業務委託契約書の定めにより、契約を解除した場合において、発注者から引き渡された産業廃棄物が未だ処分場所に運搬されず又は同所において処分されずに残っている場合は、速やかに発注者及び受注者において協議の上、受注者は協議に基づきこれを適正に処理すること。

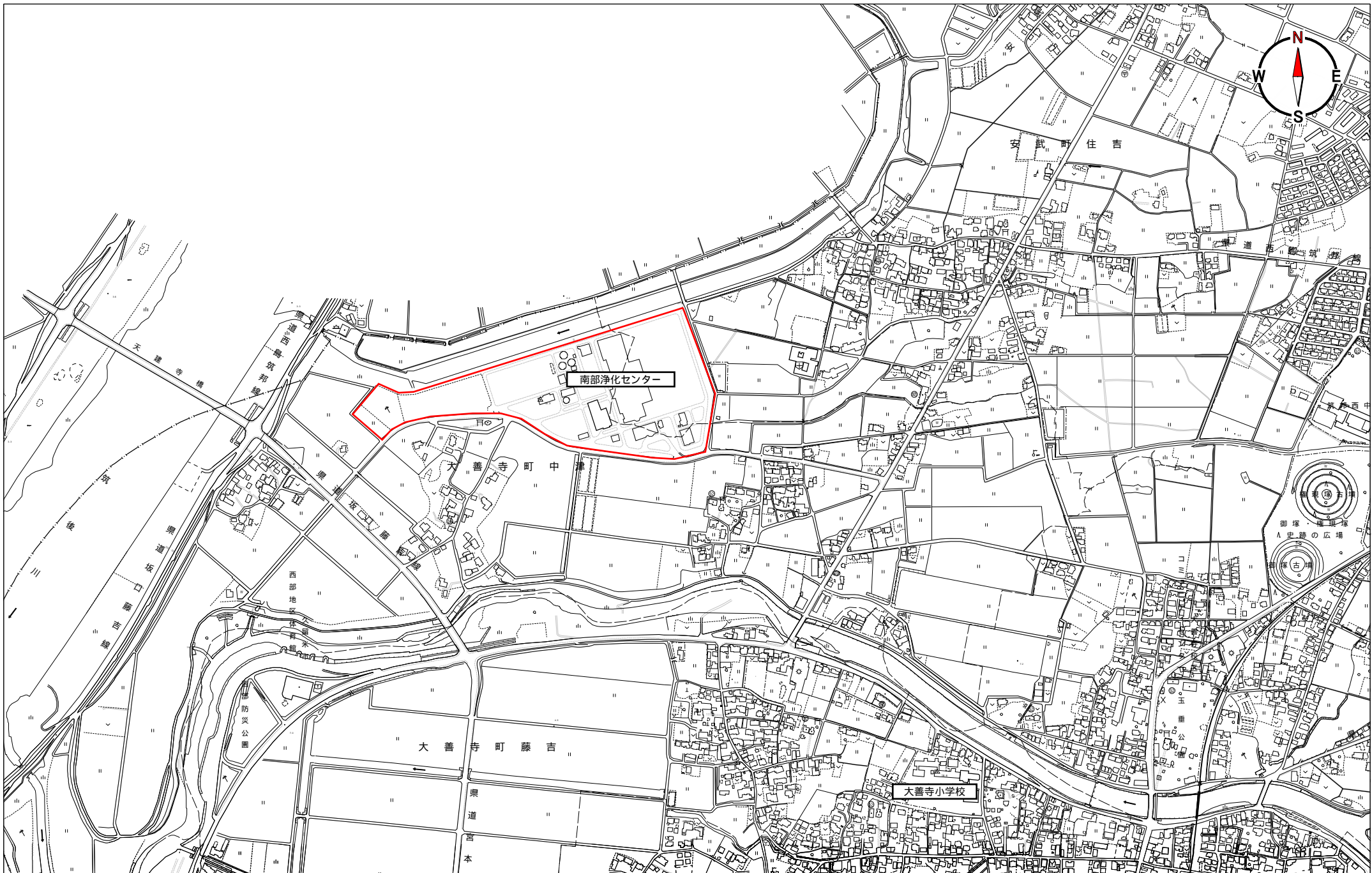
1 0 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。

1 1 障害者差別解消法に関する事項

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。





← 河 武 川

西広場

西門 工事搬入口

NO. 2
大スホリタンク

NO. 1
大スホリタンク

NO. 3
硝化タンク

NO. 2
硝化タンク

MGT
発電

NO. 1
貯留槽

NO. 1
硝化タンク

培養混和池棟

太陽光発電

用水設備棟

最終沈殿池

エアレーションタンク

東広場

カーキヤード

第1脱水機棟

用水設備 (汚泥棟)

土壌改良床

土壌改良床

最初沈殿池

工作棟

管理棟

自営変機棟

沈砂池設備

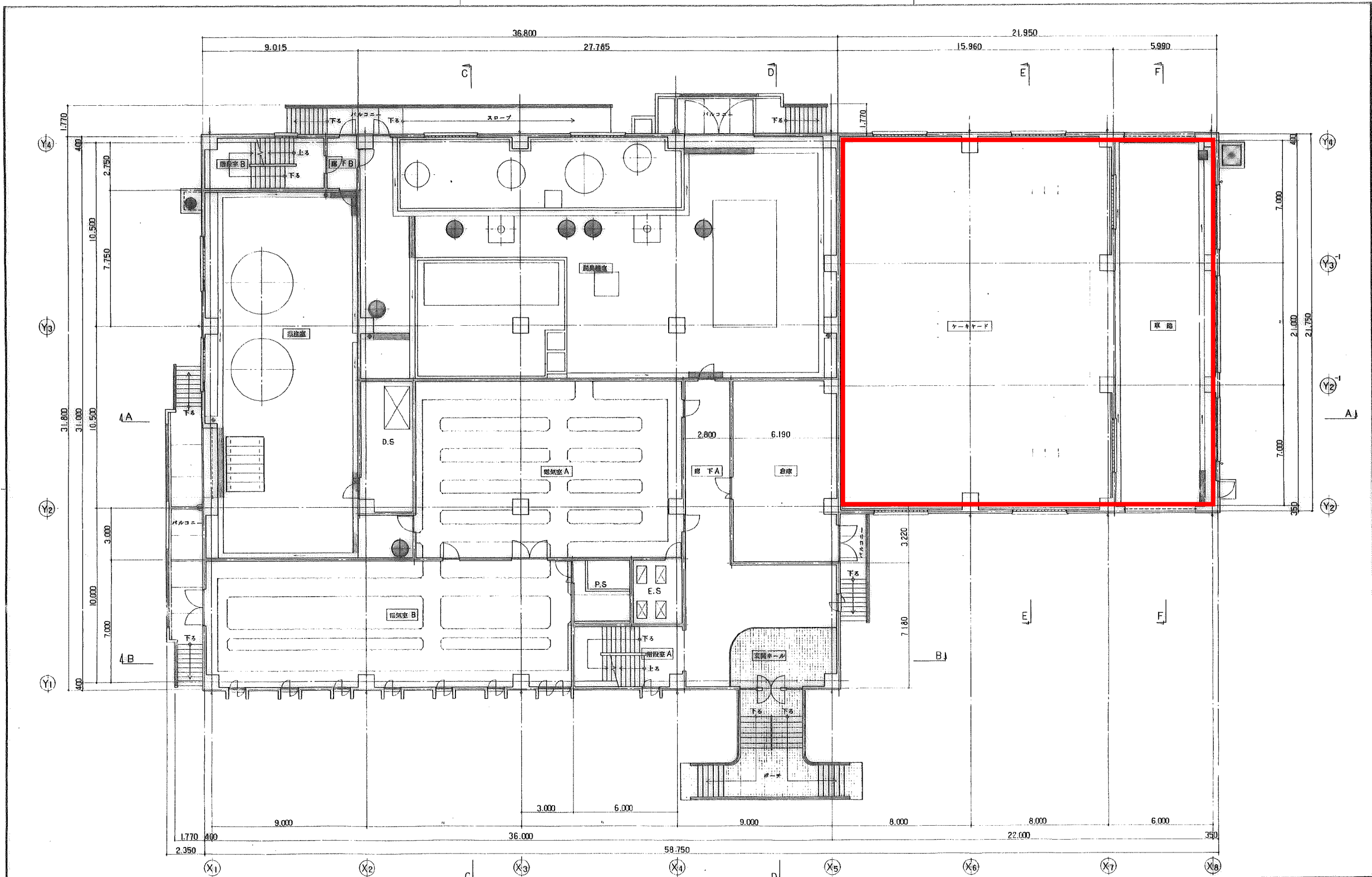
沈砂池棟

ポンプ棟

東門

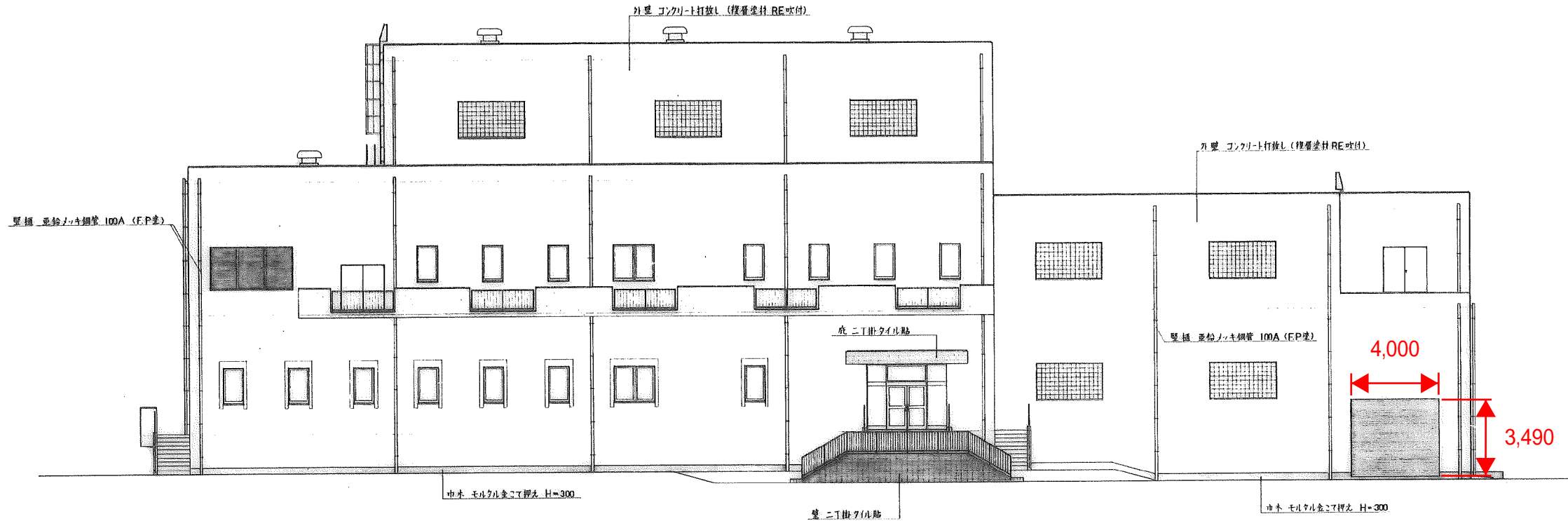
一般平面図 S=1/1000

久留米市公共下水道事業			
委託名称	南部浄化センター 脱水汚泥処理業務委託		
図面名称	一般平面図	図面番号	1
上下水道部 下水道施設課			

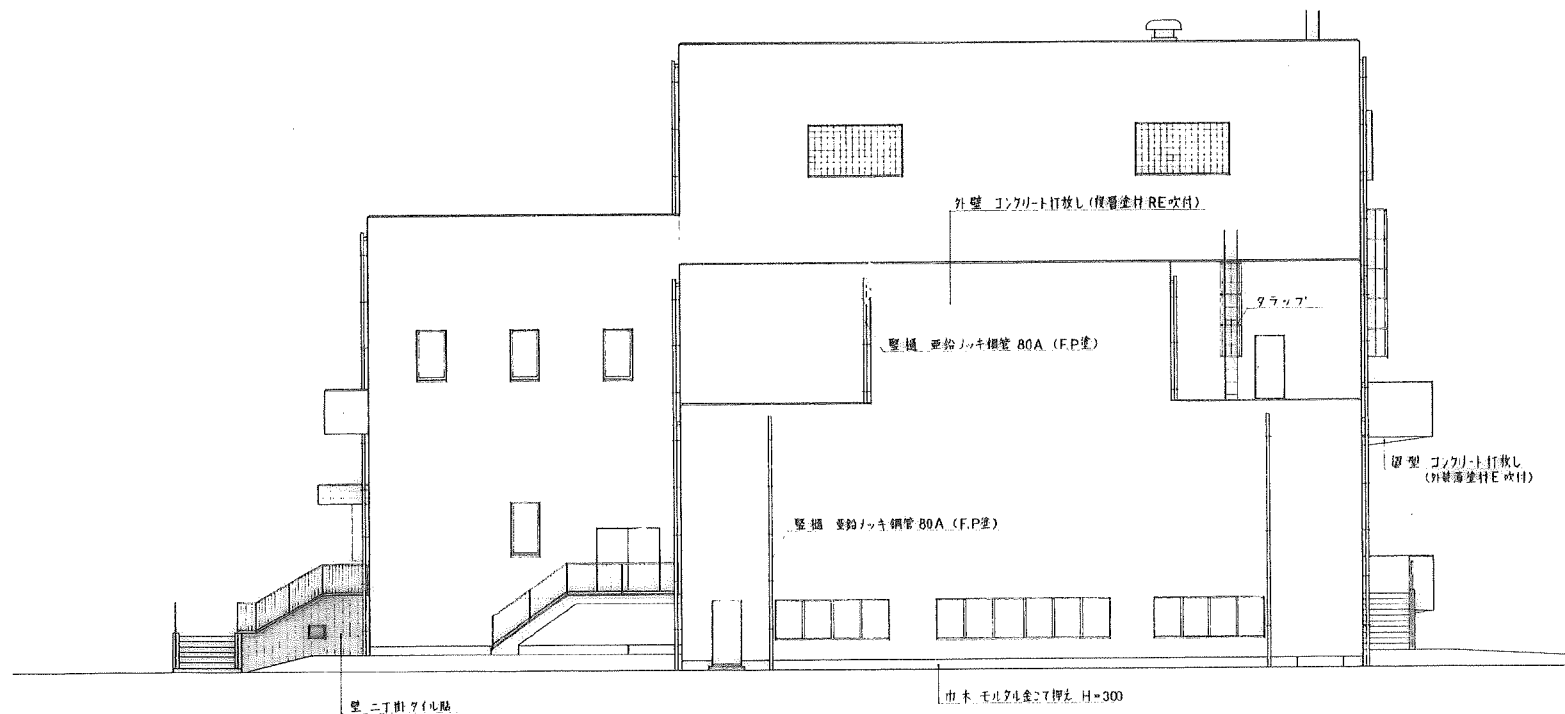


1 階 平 面 図 1:100

久留米市公共下水道事業	
委託名 南部浄化センター脱水污泥処理業務委託	
図面名	図番
1 階 平 面 図	2
上下水道部 下水道施設課	

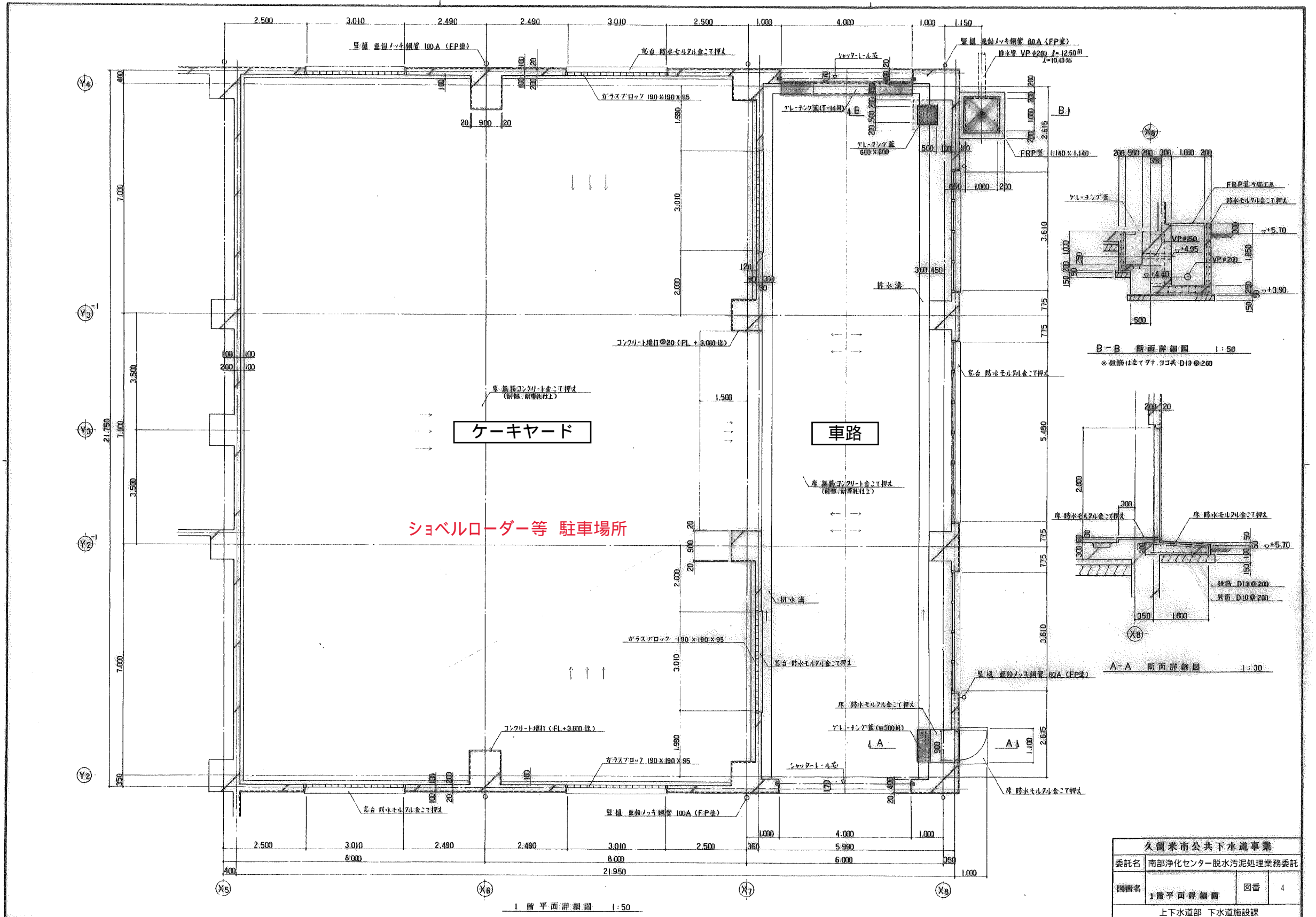


東立面図 1:100

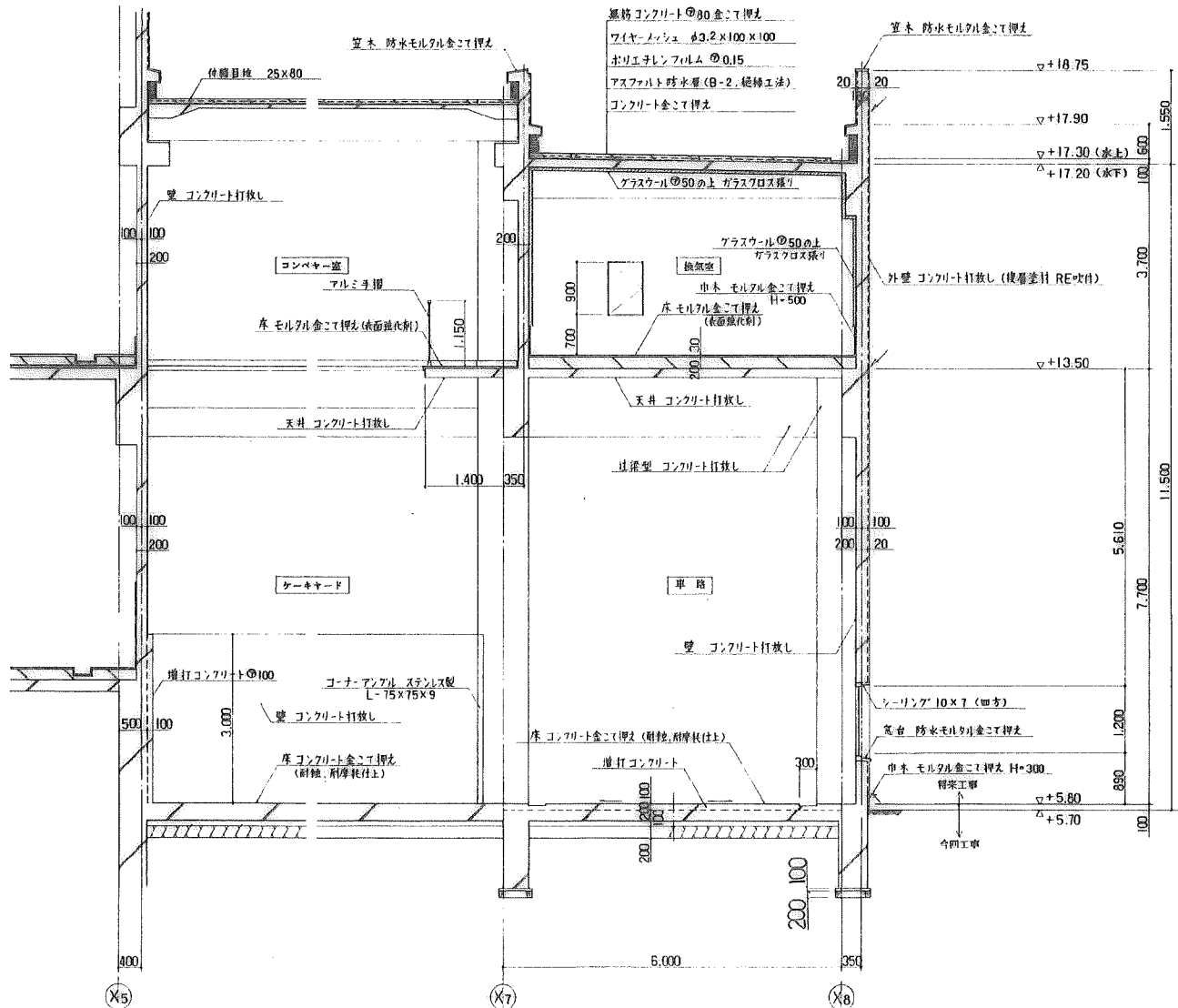
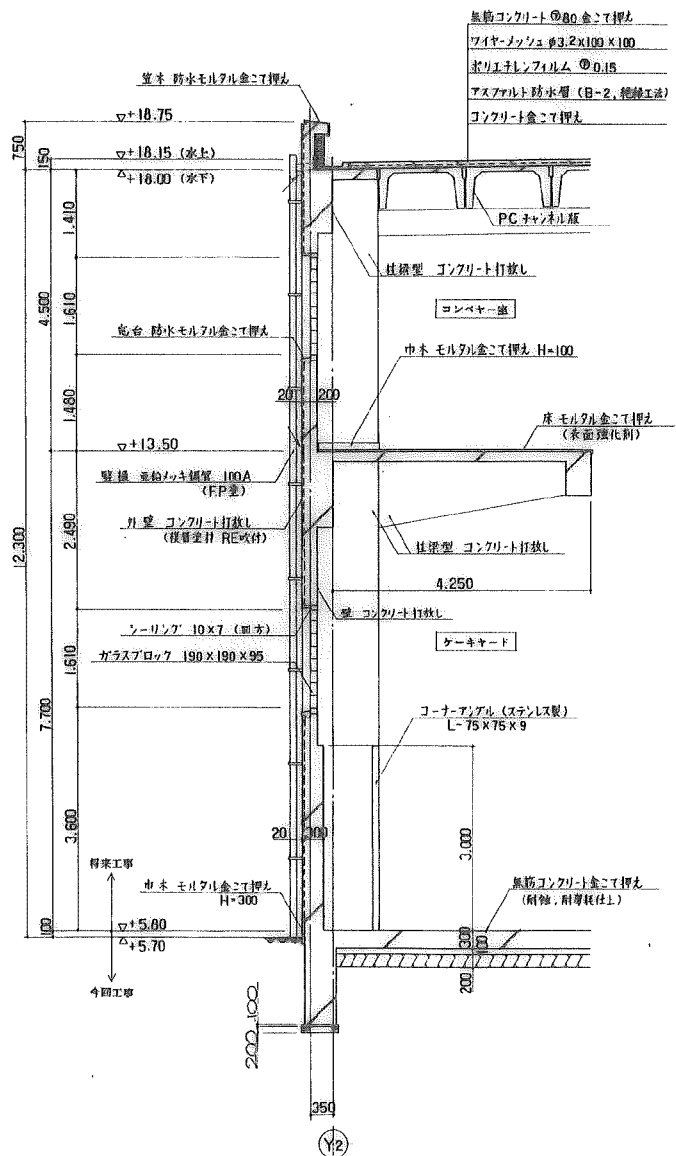


北立面図 1:100

久留米市公共下水道事業		
委託名 南部浄化センター脱水汚泥処理業務委託		
図面名	立面図	図番 3
上下水道部 下水道施設課		



久留米市公共下水道事業			
委託名	南部浄化センター脱水污泥処理業務委託		
図面名	1階平面詳細図	図番	4
上下水道部 下水道施設課			



断面詳細図 1:50

久留米市公共下水道事業			
委託名	南部浄化センター脱水污泥処理業務委託		
図面名	断面詳細図	図番	5
上下水道部 下水道施設課			

分析結果報告書

No. S2201411

久留米市企業管理者 徳永 龍一 様

令和4年12月16日

環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃73号
飲料水水質検査業登録 兵庫県4水第15号の1
〒675-2113 兵庫県加西市網引町2001番地39
株式会社 H E R
T E L (0796) 49-3221
F A X (0790) 49-1149

貴依頼による分析結果を次の通り報告します。

試料名 汚泥 (成分試験)
採取場所 南部浄化センター
天候 晴 気温 19.7℃
特記事項
採取日時 令和4年11月8日10時45分
採取区分 持込

分析項目	分析結果	分析方法
水分 (%)	84.6	肥料等試験法 3.1.a
水銀全量(T-Hg) (mg/kg) 乾物	0.2未満	肥料等試験法 5.1.a
クロム全量 (mg/kg) 乾物	50未満	肥料等試験法 5.5.e
カドミウム全量(T-Cd) (mg/kg) 乾物	0.7	肥料等試験法 5.3.c
鉛全量 (mg/kg) 乾物	10	肥料等試験法 5.6.c
銅全量(T-Cu) (mg/kg) 乾物	130	肥料等試験法 4.10.1.b
亜鉛全量(T-Zn) (mg/kg) 乾物	430	肥料等試験法 4.9.1.b
ヒ素全量(T-As) (mg/kg) 乾物	9	肥料等試験法 5.2.a
ニッケル (mg/kg) 乾物	30未満	肥料等試験法 5.4.c
	以下余白	

分析結果報告書

No. S2201412

(1 / 2)

久留米市企業管理者 徳永 龍一 様

令和4年12月16日

環境計量証明事業登録 熊本県計証第濃73号
 飲料水水質検査業登録 熊本県4水第15号の1
 〒675-2113 兵庫県加西市網引町2001番地39

株式会社 H E R
 T E L 0 7 9 0 4 9 - 3 2 2 1
 F A X (0 7 9 0) 4 9 - 1 1 9 9

貴依頼による分析結果を次の通り報告します。

試料名 汚泥 (溶出試験)
 採取場所 南部浄化センター 採取日時 令和4年11月8日10時45分
 天候 晴 気温 19.7℃ 採取区分 持込
 特記事項

分析項目	分析結果	分析方法
アルキル水銀化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環告第59号-付表3
水銀又はその化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環告第59号-付表2
カドミウム又はその化合物 (mg/L)	0.009未満	J I S K 0102-55.4
鉛又はその化合物 (mg/L)	0.03未満	J I S K 0102-54.4
有機リン化合物 (mg/L)	0.1未満	昭和49年環告第64号-付表1
六価クロム化合物 (mg/L)	0.15未満	J I S K 0102-65.2.1
砒素又はその化合物 (mg/L)	0.03未満	J I S K 0102-61.4
シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	J I S K 0102-38.1.2, 38.3
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環告第59号-付表4
トリクロロエチレン (mg/L)	0.01未満	J I S K 0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01未満	J I S K 0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.02未満	J I S K 0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.002未満	J I S K 0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004未満	J I S K 0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1未満	J I S K 0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04未満	J I S K 0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.3未満	J I S K 0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006未満	J I S K 0125-5.2
1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	0.002未満	J I S K 0125-5.2
チウラム (mg/L)	0.006未満	昭和46年環告第59号-付表5
シマジン (mg/L)	0.003未満	昭和46年環告第59号-付表6
チオベンカルブ (mg/L)	0.02未満	昭和46年環告第59号-付表6
ベンゼン (mg/L)	0.01未満	J I S K 0125-5.2
セレン又はその化合物 (mg/L)	0.03未満	J I S K 0102-67.4

備考 検液の作成及び検定の方法は、昭和48年環境庁告示第13号による。

